

令和 7 年度（2025 年度）八王子市ブロック塀診断補助金交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、市内に存するブロック塀について、診断を実施する所有者等に対し、診断に要する費用の一部を補助することにより、地震時におけるブロック塀の安全に対する市民の意識の向上を図り、災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的とし、市が予算の範囲において交付する補助金について、補助金等の交付の手続きに関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 診断 既存のブロック塀に係る建築基準法施行令の適否及び劣化状況の調査により、地震時における危険性の判定を行うものをいう。
- (2) 所有者等 ブロック塀の所有者又は管理者をいう。
- (3) 診断機関 一般社団法人東京都建築士事務所協会八王子支部をいう。
- (4) 診断実施者 診断機関から市へ推薦をされ、市に登録された建築士をいう。
- (5) ブロック塀 補強コンクリートブロック造による塀をいう。
- (6) 避難路 次のア又はイのいずれかに該当する道路をいう。
ア．東京都耐震改修促進計画で定める緊急輸送道路（特定緊急輸送道路及び一般緊急輸送道路）
イ．各市立小学校が指定する通学路

（各主体の役割）

第 3 条 診断機関は、市からの依頼に応じ、その属する建築士を補助対象者に派遣し、診断を実施する。

2 診断実施者は、診断機関からの診断実施依頼に基づき、誠実に診断を実施するものとする。

（補助対象）

第 4 条

市内に所在する、避難路に面したブロック塀

（補助対象者）

第 5 条 補助を受けることができる者は、補助対象のブロック塀の所有者等で、世帯員全員及び共有者全員の市税等の納付状況が、既に納期の経過した市税等を完納しているか、市税等が非課税であること。また、八王子市暴力団排除条例第 2 条に規定するものでないこと。

（補助内容）

第 6 条 補助金の交付額は、診断実施者が行ったブロック塀の診断のうち、避難路に面する箇所
に要した費用の 2 分の 1 以内の額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、50,000 円を限度とする。

2 補助は、同一のブロック塀に対して、1 回限りとする。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、診断を実施する前に、ブロック塀診断補助金交付申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 診断費用の見積書の写し
- (2) 補助対象の所有者等が確認できる書類
- (3) 案内図、塀の位置図
- (4) 消費税仕入税額控除確認書（所有者が法人の場合）

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 前項に定める交付申請の受付の期限は、令和8年（2026年）1月末日とする。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、ブロック塀診断補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、ブロック塀診断補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（診断の中止）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、診断を中止しようとするときは、八王子市ブロック塀診断補助金中止申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める中止の申請を承認したときは、八王子市ブロック塀診断補助金中止承認通知書（第5号様式）により、補助決定者に通知するものとする。

（完了報告書）

第10条 補助決定者は、診断を完了したときは、ブロック塀診断完了報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 診断結果の報告書類の写し

(2) 診断費用明細書及び契約書の写し

(3) 診断費用の領収書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項に定める完了報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付額を確定し、ブロック塀診断補助金交付額確定通知書（第7号様式）により補助決定者に通知する。

3 第1項に定める完了報告は、原則として、令和8年（2026年）2月末日までに行わなければならない。

（補助金の交付請求及び交付）

第11条 前条に定めるブロック塀診断補助金交付額確定通知書を受けた補助決定者は、ブロック塀診断補助金交付請求書（第8号様式）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項に定める請求があったときは、速やかに補助金を交付する。

（交付決定の取消し又は返還）

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、ブロック塀診断補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により、補助金の交付決定の全部若しくは一部の取消し又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽り或其他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 補助決定者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、ブロック塀診断補助金交付決定取消通知書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から施行する。